

## 公益財団法人花巻国際交流協会 賛助会員規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人花巻国際交流協会定款第43条の規定に基づき、公益財団法人花巻国際交流協会（以下「協会」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (入会)

第2条 賛助会員として協会に入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとする。

### (退会)

第3条 賛助会員が協会から退会しようとするときは、退会届を理事長に提出するものとする。

2 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、協会から退会させることができる。

- (1) 会費を納入しないとき。
- (2) 協会の賛助会員としてふさわしくない行為があったとき。

### (会費)

第4条 賛助会員は、次に掲げる区分により、年度ごとに1口以上の会費を納入するものとする。

- (1) 個人会員 1口 2,000円
- (2) 団体会員 1口 10,000円

2 退会による会費の返還は、行わないものとする。

3 会費の納入を受けたときは、受領書を発行するものとする。

4 会費は50%以上を公益目的事業に活用し、その他は管理費及び会員に対する事業に使用するものとする。

### (会員の特権)

第5条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 協会が刊行する情報誌の配布を無料で受けることができること。
- (2) 協会が主催する各種講座や交流会等への参加及び会費の軽減を受けることができること。

### (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、公益財団法人花巻国際交流協会の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日にて一部改定。（第4条4項 追加）